

参考 1

平成 24 年度愛知県食品表示ウォッチャーによるモニタリング結果（第 3 回）
について

本県では、愛知県食品表示ウォッチャー（以下「ウォッチャー」という。）に、年 3 回の食品表示に関する定期報告をお願いしています。このたび平成 24 年度第 3 回分の報告があり、その結果を下記のとおりお知らせします。

なお、第 1 回及び第 2 回の結果については、それぞれ記者発表済みです。
記

1 報告の概要

(1) ウォッチャー数

140 名（女性：93 名、男性：47 名）

(2) 実施期間

平成 25 年 2 月 1 日（金）～ 2 月 28 日（木）

(3) 店舗数

219 店舗（延べ 261 店舗）

・スーパー等 205 店舗（延べ 245 店舗）
・専門店（青果物、水産物、畜産物等） 14 店舗（延べ 16 店舗）

(4) 品目別内訳

・青果物（野菜、果実） 224 件
・畜産物 213 件
・水産物 209 件
・米穀 140 件
・加工食品（弁当、菓子類等） 107 件

(5) 内容

モニタリングした店舗のうち、98.6%の店舗は適正または概ね適正な表示が行われていたとの結果でした。

評 価 (各店舗における適正な 表示割合の目安)	モニタリング店舗数・割合		
	24年度第3回	24年度第2回	24年度第1回
A：適正な表示	180 (82.2%)	169 (80.8%)	156 (79.2%)
B：概ね適正な表示	36 (16.4%)	34 (16.3%)	41 (20.8%)
小計 (適正または概ね適正な表 示が行われていた店舗)	216 (98.6%)	203 (97.1%)	197 (100.0%)
C：表示の欠落等が目 立つ	3 (1.4%)	5 (2.4%)	0 (0.0%)
D：大部分が欠落等と なっている	0 (0.0%)	1 (0.5%)	0 (0.0%)
計	219 (100%)	209 (100%)	197 (100%)

(適正な表示割合の目安 A : 100%、 B : 99% ~ 80%、 C : 79% ~ 40%、 D : 40%未満)

- (6) 商品に表示の欠落等が見られると報告のあった主な例
- 【青果物】・かぼちゃ、バナナ、いちごに原産地表示がなかった。
 - ・ブロッコリーに「愛知県他国内産」と不適切な原産地表示がされていた。
 - ・見切り品の野菜・果物に原産地、名称の表示がなかった。
 - 【水産物】・タイ、マグロ、カンパチに原産地表示がなかった。
 - 【加工食品】・和菓子の包装に製造者名、住所の記載がなかった。
 - ・干し魚介類の袋詰め商品に、原料原産地表示がなかった。
 - ・芽かぶとろろスープについて、一括表示欄には賞味期限は「裏面下部に記載」とあるが、記載されていなかった。
 - ・佃煮やいかの塩辛に、賞味期限の記載がなかった。

- (7) 報告に併せて寄せられた主な意見・要望
- ・表示の見方や選び方に関する講習会がもっとあれば良いと思う。
 - ・農産物は段ボール箱の表示で理解することもあるが、表示の用紙が統一されれば消費者に見やすいと思う。
 - ・食品に関する表示事項がこれほど多いとは知らなかった。食の安全を守るために必要な制度なのだと実感した。
 - ・価格については注意していたが、産地等が大切な情報であることを学んだ。今後も食品を購入する際は、注意深く観察していきたい。
 - ・これまで表示を気にせず購入していたが、ウォッチャーの活動を通じて、表示をじっくり観察する習慣が付き、大変プラスになった。「食品表示ハンドブック」はとても分かりやすく、参考になった。

2 県の対応状況

ウォッチャーから原産地表示の欠落等が見られたと報告のあった39店舗（前表 B、C、D）のうち、国等へ回付した13店舗を除く26店舗について県が確認を行いました。その結果、15店舗で報告どおり表示欠落等が見られたため、改善指導を行いました。

内 容	店 舗 数		
	24年第3回	24年第2回	24年第1回
ウォッチャーが観察した結果、適正な表示が行われていた店舗	180	169	156
ウォッチャーが観察した結果、表示の欠落等が見られた店舗	39	40	41
ウォッチャーからの報告に基づき県が調査を行った店舗	26	34	27
ウォッチャーからの報告どおり表示欠落等が見られたため指導を行った店舗	15	26	13
調査時点では適正に表示されていた店舗	11	8	14
国等へ情報回付した店舗	13	6	14
計	219	209	197

複数の県にわたり広域的に業務を行っている店舗の指導は、国が行うこととなっています。また、他法令（JAS法以外）に抵触する可能性があるものについては、関係機関へ情報提供しております。

参考2

愛知県食品表示ウォッチャーの概要

1 目的

愛知県食品表示ウォッチャーは、消費者の方に日常の買物の中で食品表示を観察していただき、これを通じて食品表示の適正化を図ることを目的として設置した。

2 ウォッチャーの職務

(1) 食品表示状況の観察

愛知県内のみで店舗展開されている食品販売店を中心に、食品表示の状況を日常の買物の中で観察していただくとともに、その状況を年3回(6月、10月、2月ごとの月末まで)1回1店舗以上を報告。

(2) 不適切な食品表示の通報

違反の疑いのある不適切な食品表示の事例や情報を入手した場合には、速やかに報告。

3 ウォッチャーの依頼期間

1年間(研修を受講した日(平成24年5月28日、29日、31日、6月4日のいずれかの日)から平成25年3月31日まで)

4 ウォッチャー設置数

(1) 設置人数

140名(女性:93名、男性47名)

(2) 地域別内訳

・名古屋市 40名 尾張地域 35名 海部地域 6名
・知多地域 12名 西三河地域 21名 豊田加茂地域 9名
・新城設楽地域 4名 東三河地域 13名

(3) ウォッチャーの年齢構成

20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	計
6名 (4.3%)	17名 (12.1%)	30名 (21.4%)	19名 (13.6%)	41名 (29.3%)	26名 (18.6%)	1名 (0.7%)	140名 (100%)

(平均年齢 55.2歳)